

2015年8月21日

第5号議案

自治体学会規約改正案・新旧対照表の正誤表

第11条関係

(誤) 評議員は、評議員会をもって組織し、会員を代表する。

(正) 評議員は、評議員会を組織し、会員を代表する。

附則第3条

(誤) ……理事長（当該代表運営委員において互選された者とする。）及び副理事長、評議員、部会長、部会の委員、委員長、委員会の委員並びに監事とみなす。

(正) ……理事長（当該代表運営委員において互選された者とする。）又は副理事長、評議員、部会長及び理事、部会の委員、委員長、委員会の委員並びに監事とみなす。

以上